

サポート講座実施要領

1 趣旨

各市町村等における幼児教育の専門的な指導・助言ができる人材として、市町村アドバイザー(就学前教育担当者等)を育成するため、就学前教育アドバイザーが市町村アドバイザーからの要請をうけ、市町村における研修会及び園訪問等を実施し、市町村等の実態や課題に合わせた支援及び指導を行う。

2 対象

- ・各市町村等において市町村アドバイザーに選出された者(就学前教育担当者等、教諭、保育教諭及び保育士)

3 支援形態

- ・市町村アドバイザーへの指導
- ・市町村教育委員会又は市町村所管課での講義
- ・郡又は市町村単位で組織する研究会等での講義
- ・国公立幼稚園、認定こども園、保育所、私立幼稚園への支援訪問
- ・その他、奈良県教育委員会就学前教育センター(以下「センター」という。)が必要と認めるもの
 - ①訪問研修(年間2回)
 - ②オンライン講座(随時)

4 派遣要請に係る文書の提出について

(1)「サポート講座要請書」(様式1)の提出と回答

ア 市町村アドバイザーは、「サポート講座要請書」(様式1)を作成し、各市町村所管課に提出し、センターへ提出する。

イ 市町村アドバイザーが園所の教職員の場合は、市町村所管課を通じて、センターへ提出する。

ウ 要請書(様式1)を受領した各市町村所管課は、第1回目の要請分は6月17日(金)までに、電子メールでセンターに提出する。

エ 講座日決定の通知は、センターが市町村所管課を通じて市町村アドバイザーに連絡する。第1回目の講座日決定通知は、令和4年7月8日(金)を目途に回答する。

(2)要請受諾を受けた市町村アドバイザーの就学前教育アドバイザー要請に係る手続き

講座実施日の確定した市町村アドバイザーは、鑑を付け派遣依頼書(様式2)を、講座の2週間前までに各市町村所管課を通じ、センターに提出する。

5 講座終了後

講座終了後、市町村アドバイザーは「リフレクションシート」(様式3)をセンターに送付する。

6 追加要請について

6月17日(金)以降に追加で要請する場合は、令和4年12月23日(金)までに講座日を設定し、上記4の講座の要請の手続きを取る。